

水道料金と下水道使用料の督促手数料・延滞金について

納期限までに水道料金・下水道使用料を完納されない場合、督促手数料及び延滞金が加算されます。納め忘れのないようご注意ください。

- 督促手数料 納期限までに完納されない場合には、発送する督促状1通につき100円の督促手数料が加算されます。
- 延滞金 納期限を過ぎた場合、納期限の翌日から納入までの期間に応じて次表の割合で延滞金が加算されます。

	2013年12月31日 まで	2014年1月1日～ 2014年12月31日	2015年1月1日～ 2016年12月31日	2017年1月1日～ 2017年12月31日	2018年1月1日～ 2020年12月31日	2021年1月1日～ 2021年12月31日	2022年1月1日～ 2024年12月31日
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	4.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.4%
納期限の翌日から1月を経過した日以降の期間	14.6%	9.2%	9.1%	9.0%	8.9%	8.8%	8.7%

※2014年1月以降の割合については、下記の方法で算出されています。

	本則	特例(注1)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.3%	延滞金特例基準割合(注2)+1.0%
納期限の翌日から1月を経過した日以降の期間	14.6%	延滞金特例基準割合(注2)+7.3%

注1) 当分の間、特例が適用されます。

注2) 財務大臣が告示する平均貸付割合(各年の前々年9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合)に1.0%を加算した割合。

○財務大臣が告示する割合

2014年1月1日～ 2014年12月31日	2015年1月1日～ 2016年12月31日	2017年1月1日～ 2017年12月31日	2018年1月1日～ 2020年12月31日	2021年1月1日～ 2021年12月31日	2022年1月1日～ 2024年12月31日
0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%

★納め忘れなどがないように、便利で確実な口座振替による納付をおすすめします。

【問合せ先】

水道料金に関すること	業務課・受付センター	TEL76-2301
下水道使用料に関すること	下水道課	TEL71-6101